

令和元年11月13日

第35回
保険者による健診・保健指導等に関する検討会

資料2-2

保険者間引継ぎにおける本人同意に係る論点について

保険者間引継ぎにおける本人同意に係る論点について①

現行の規定

- 特定健康診査及び特定保健指導の記録（以下「特定健診データ等」という。）の取扱いについては高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第27条第1項及び第3項により、新保険者は旧保険者に加入者の特定健診データ等を求めることができ、求められた保険者は当該データを提供しなければならないこととされている。

【高齢者の医療の確保に関する法律】

（特定健康診査等に関する記録の提供）

第二十七条 保険者は、加入者の資格を取得した者（国民健康保険にあつては、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。）があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 （略）

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

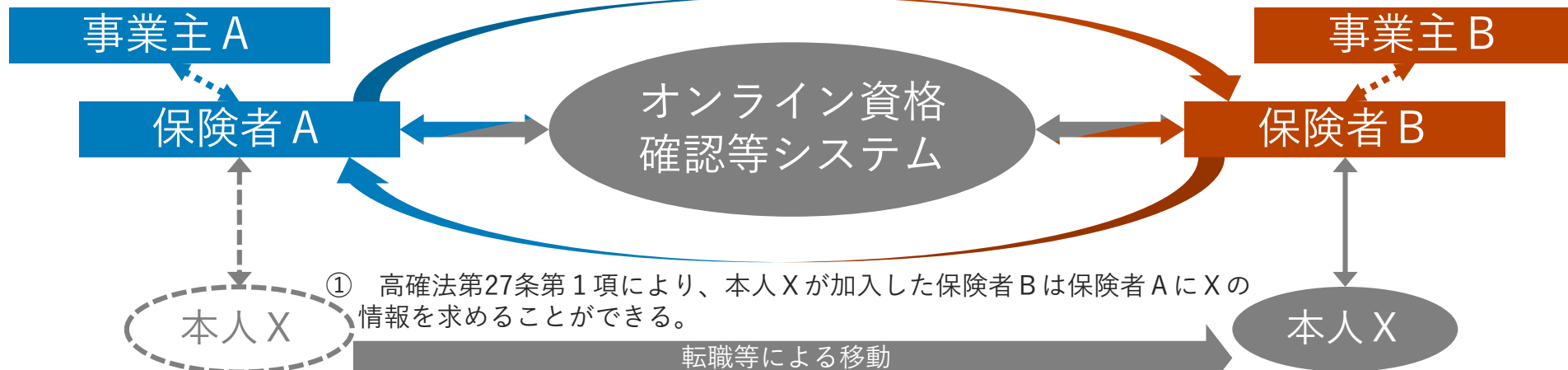
- 当該データの移動については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「基準省令」という。）第13条第1項において、移動に当たって新保険者、旧保険者のいずれかが本人の同意を取得することとされている。

【特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準】

（他の保険者が行う記録の写しの提供）

第十三条 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、当該他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容について説明を行い、かつ、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならない。ただし、当該記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたときは、この限りでない。

② 高確法第27条第3項により、本人Xの情報を求められた保険者Aは、保険者BにXの情報を提供しなければならない。



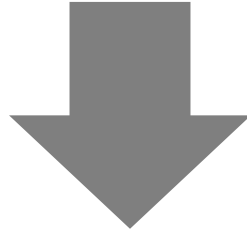
① 高確法第27条第1項により、本人Xが加入した保険者Bは保険者AにXの情報を求めることができる。

③ 基準省令第13条第1項により、保険者A又はBが本人Xの同意を取得することが必要

保険者間引継ぎにおける本人同意に係る論点について②

今般の動き

- 今般、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするため、オンライン資格確認等システム（以下「オン資」という。）の構築を進めており、オン資の中に特定健診データ等を格納し、マイナンバーポータルサイト等を通じて本人が過去の特定健診データ等を閲覧することができるようにするとともに、オン資を通じた特定健診データ等の保険者間引き継ぎができるようにシステム改修を進めているところ。
- 特定健診データ等が適切に引き継がれることで、新保険者において旧データを活用してより有効な保健指導等に繋がっていくことができると考えられるため、保険者間引き継ぎが円滑に行われることは重要である。
- 特定健診データ等の保険者間引き継ぎに係る本人同意を逐一保険者等において明示的に紙等で取得することは円滑な引き継ぎの阻害要因となりうるほか、同意情報を登録するためのシステム改修にも多大な費用を要するところである。



今後の検討の方向性

- 上記のとおり、特定健診データ等の保険者間引き継ぎに係る本人同意を明示的に取得する方法は事務負担やコストの面から困難な点もある。
- 一方で、特定健診データという個人の健康に係る情報の取扱いについての論点であり、保険者等における負担や個人が経年的に健康情報を確認できることによるメリットと個人情報保護の重要性のバランスをとりながら、適切な方法を検討していく必要がある。
- 具体的な検討については各関係者や有識者等の助言を得つつ、早急に進める。